2　地上業務の通告を提出する際の電子的な書式の使用について、必要に応じていかなる主管庁に対しても支援を行うこと。
3　開発途上国及び最貧開発国が無線通信局への電子的通告の提出のために、又は主管庁間の調整データ交換のために電子的な設備を開発している間は、開発途上国及び最貧開発国を支援すること。
4　無線通信の専門家会議及び地域研究発表会に、地上業務についての通告を提出するための電子的な書式及び関連するソフトウェアの使用についての適切な訓練を含めること。

改　決議第907（WRC-15、改）　付録第30号、第30A号及び第30B号並びに地球局及び電波天文局に関する通信を含む衛星通信網の事前公表、調整及び通告に関わる管理事務的通信への新しい電子的手段の利用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
衛星通信網、地上局及び電波天文局の事前公表、調整及び通告に関わる管理事務的通信に電子的手段を利用することは、無線通信局及び主管庁の業務を円滑にし、重複した通信のやりとりを減らすことにより、調整及び通告に関わる手続を改善する可能性があること。
以下に留意し、
全権委員会議の決定第５（2014年釜山、改）は、その中の第２附属書第28段落で、「ファクシミリ及び昔ながらの郵便による連合と連合員との間の通信を可能な限り中止し、新しい電子的通信手段に置き換えること」を提案していること。
以下を認め、
主管庁は、管理事務的通信の削減により自由になった時間を調整に利用できること。
以下を決議し、
1　衛星通信網、地球局及び電波天文局のための付録第30号、第30A号及び第30B号に関する通信を含めた事前公表、調整、通告及び登録手続に関わる主管庁と無線通信局との管理事務的通信には、可能な限り新しい電子的通信手段を用いること。
2　“電信”、“テレックス”又は“ファクシミリ”という単語が付録第30号、第30A号及び第30B号の規定を含め、衛星網、地球局及び電波天文局の事前公表、調整、通告及び登録手続に関する規定の中に書き込まれているときは、可能な限り、新しい電子的手段を使用しなければならない。
3　他の従前の通信手段は、主管庁がそうした通信手段の使用を継続しない旨を無線通信局に伝えない限り、継続して使用されること。
以下を無線通信局に指示し、
1　主管庁と無線通信局との間の新しい電子的通信の安全性を確保するために、必要な技術的手段を主管庁に提供すること。
2　そのような手段の存在及び導入予定を主管庁に通知すること。
3　全ての電子的通信に対し自動受領応答を返すこと。
4　無線通信規則に必要な改正を加える可能性も考慮し、この決議の規定の適用によって得られた経験を次回の世界無線通信会議に報告すること。
以下を主管庁に要請する。
付録第30号、第30A号及び第30B号に関する通信を含めた衛星通信網の事前公表、調整及び通告に関わる主管庁相互の管理事務的通信並びに地球局及び電波天文局に関する同様の通信には、他の通信手段も必要に応じて用いることが可能であることを認識しつつも、可能な限り新しい電子的通信手段を用いること。

改　決議第908（WRC-15、改）　衛星通信網の申請の電子的提出及び公表

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　衛星通信網又はシステムのための付録第30号、30A号及び30B号に基づく事前公表情報（API）、調整要求（CR/C）、通告及び申請の情報量は、近年確実に増加していること。
b)　関連するデータベースを維持するために多くの努力が必要であること。
c)　衛星通信網の申請及び、意見の提出のための書類を用いない電子的手段は、この情報をより容易に入手することを可能にするとともに、これらの申請の処理における主管庁及び無線通信局の作業量を減らす可能性があること。
以下に留意し、
a)　無線通信局が、回章CR/363及びCR/376を通じて、衛星調整及び関係する主管庁の意見に従う衛星通信網及びシステムのためのAPI通告の提出及び公表については、2015年5月1日現在、Webベース（SpaceWISC）での申請が可能であることを主管庁に通達したこと。
b)　無線通信局が回章CR/360を通じてISOフォーマットのDVD-ROMによる国際周波数情報回章 BR IFIC（宇宙業務）をWebベースでオンライン配布するシステムを開発し、その結果、BR IFICの公表データを遅延することなく利用可能にするとともに、主管庁がBR IFIC（宇宙業務）DVD-ROMの複製版を安全に手元に入手できることを主管庁に対し通達したこと。
以下を決議し、
衛星通信網又はシステムの衛星通信網の申請の電子的提出が可能になったとの通知を受け、その方法が安全であるとの保証を受領したときには、主管庁は紙を用いない安全で電子的な手段を使用して全ての衛星通信網の申請及び、必要に応じて意見を提出すること。
以下を無線通信局長に指示する。
1　本決議の決議事項で言及された条件を考慮しつつ、衛星通信網又はシステムの衛星通信網の申請及び、必要であれば、意見の電子的提出及び公表のための紙を用いない安全で電子的な手段を実現すること。
2　必要に応じて、衛星通信網の申請及びそれらに関係する通信の両方の電子的提出のための統合的手段の研究を行い、実現すること。

追　決議第958（WRC-15）　2019年世界無線通信会議の準備に必要な緊急研究

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　本会議の議題には、2019年世界無線通信会議（WRC-19）の議題項目の検討が含まれていたこと。
b)　本会議の議題には、2023年世界無線通信会議（WRC-23）の仮議題項目の検討が含まれていたこと。
c)　WRC-19の議題項目は、決議第809（WRC-15）で特定されたこと。
d)　WRC-23の仮議題項目は、決議第810（WRC-15）で特定されたこと。
以下を決議し、
本決議及びその付属書で特定された項目の研究を完了すること。
以下をITU-Rに要請し、
本決議で要請された研究を緊急事項として完了すること。
以下を無線通信局長に指示する。
研究結果に基づき、これらの研究についてWRC-19の議題項目9.1の中で適宜報告すること。

決議第958（WRC-15）の付属書　2019年世界無線通信会議の準備に必要な緊急研究
1)　電気自動車用ワイヤレス電力伝送（WPT）の研究